

甲府市タクシー事業者向け水素・燃料電池自動車導入助成金交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日

環第 1 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、ゼロカーボンシティの実現並びに全国屈指の水素先進都市としてのブランド力強化を図ることを目的に、水素・燃料電池自動車（以下、燃料電池自動車）を導入するタクシー事業者、タクシー貸与事業者又はタクシー事業者で構成される団体に対して交付する助成金に関し、甲府市助成金交付規則（昭和 38 年 11 月規則第 50 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 燃料電池自動車 車両に搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車

※対象車種は国が実施する補助金事業「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）」の補助対象一覧（燃料電池車（FCV））にあるもの。

(2) タクシー事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(3) タクシー貸与事業者 市内に本社もしくは営業所を有するタクシー事業者にタクシーを貸与するリース事業者をいう。

(助成対象者)

第 3 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げるもの（以下「事業主体」という。）で、市税の滞納のないものとする。

(1) 市内に本社もしくは営業所を有するタクシー事業者

(2) タクシー貸与事業者

(3) 市内に本社もしくは営業所を有するタクシー事業者を含むタクシー事業者で構成される団体

(助成対象車両)

第 4 助成金の対象となる車両は、国土交通省が所管する運輸支局又は検査登録事務所に於いて、助成金の交付決定を受けた会計年度の末日までに、新規登録（登録を抹消した中古自動車の再登録を除く。）された車両であること。ただし、助成金の交付決定を受けた会計年度の末日までに新規登録ができないことに関し、事業主体の責任によらないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りではない。

(助成対象経費)

第 5 助成の対象となる経費は、市長が必要と認めた車両本体の購入に要する経費とし、予算の範囲内で交付する。

2 助成金の額は、車両本体価格（税抜）から国及び山梨県による補助金額を差し引いた額と

し、1 台あたり 300 万円を上限とする。

(助成対象要件)

第 6 助成対象車両には、燃料電池自動車であることが容易にわかる表示を車両内外（ラッピング、ステッカー等による P R）を行うものとし、デザインについては、本市と協議の上決定すること。また、水素エネルギーの普及啓発の促進を図るため、イベントや SNS 等による助成対象車両の積極的な P R を実施すること。

(交付申請)

第 7 助成金の交付を受けようとする者は、甲府市タクシー事業者向け水素・燃料電池自動車導入助成金交付申請書（様式第 1 号）に、事業主体ごとに次に掲げる書類を添付し、2 月末までに、市長に提出しなければならない。

(1) 市内に本社もしくは営業所を有するタクシー事業者

- ① 一般乗用旅客自動車運送事業者の認可書又は許可書の写し
- ② 購入予定の車両本体の見積書の写し
- ③ その他市長が必要と認める書類

(2) タクシー貸与事業者

- ① 貸与する事業者、貸与する期間、貸与料金が確認できる資料
- ② 貸与する事業者の一般乗用旅客自動車運送事業者の認可書又は許可書の写し
- ③ 購入予定の車両本体の見積書の写し
- ④ その他市長が必要と認める書類

(3) 市内タクシー事業者を含むタクシー事業者で構成される団体

- ① 事業者ごとの一般乗用旅客自動車運送事業者の認可書又は許可書の写し
- ② 購入予定の車両本体の見積書の写し
- ③ その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第 8 市長は、第 7 の申請があったときは、審査の上、助成金の交付の可否を速やかに決定し、甲府市タクシー事業者向け水素・燃料電池自動車導入助成金交付決定通知書（様式第 2 号）又は甲府市タクシー事業者向け水素・燃料電池自動車導入助成金不交付決定通知書（様式第 3 号）により事業主体に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第 9 事業主体は、助成事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、甲府市タクシー事業者向け水素・燃料電池自動車導入助成金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の変更が生じない場合は、この限りではない。

(交付決定の変更等通知)

第 10 市長は、第 9 の規定による変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、甲府市タクシー事業者向け水素・燃料電池自動車導入助成金変更（中止・廃止）交付決定通知書（様式第 5 号）により事業主体に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第 11 事業主体は、助成金の交付決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 20 日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第 12 事業主体は、市長の要求があった場合には、速やかに甲府市タクシー事業者向け水素・燃料電池自動車導入助成金状況報告書（様式第 6 号）を提出しなければならない。

2 事業主体は、予定期間内に助成事業を完了させることができない場合又は遂行させることが困難となった場合は、甲府市タクシー事業者向け水素・燃料電池自動車導入助成金状況報告書（様式第 6 号）にその理由を付して速やかに市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告及び請求)

第 13 事業主体は、助成事業の完了後、速やかに甲府市タクシー事業者向け水素・燃料電池自動車導入助成金事業完了実績報告書兼請求書（様式第 7 号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 銀行預金口座振込登録申請書
- (2) 助成対象経費の支払い領収書類の写し
- (3) 助成対象車両の自動車検査証の写し
- (4) 助成対象車両の写真（全体、ナンバープレート）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第 14 市長は、第 13 の規定により甲府市タクシー事業者向け水素・燃料電池自動車導入助成金事業完了実績報告書兼請求書（様式第 7 号）の提出があった場合において、審査の上、適当と認めたときは、事業主体に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第 15 事業主体は、助成事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 事業主体は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得財産をこの助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 事業主体は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 8 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成金の返還等)

第 16 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、その助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができ

る。

- (1) 第 15 の取得財産を市長の承認を受けて処分するとき
- (2) 助成金の他の用途への使用をしたとき
- (3) 法令等又はこの要綱に違反したとき
- (4) 暴力団（甲府市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有していたとき
- (5) 虚偽の申請又は不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 前項の規定により助成金の取消を命ずるときは甲府市タクシー事業者向け水素・燃料電池自動車導入助成金取消通知書（様式第 9 号）により、助成金の返還を命ずるときは、甲府市タクシー事業者向け水素・燃料電池自動車導入助成金返還通知書（様式第 10 号）により、事業主体に通知する。これらの場合において、助成金の取消額又は返還額等は、市長が決定するものとする。

3 前 2 項に規定する助成金の交付決定の取消し及び助成金の返還により、助成決定者が受けた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

（助成金交付の条件）

第 17 事業主体は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 11 号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した助成金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、その返還を命ずることができる。

（指導監督）

第 18 市長は、助成事業の実施に関して必要と認めたときは、事業主体に対し、助成事業の内容、経理状況等について説明を求め、帳簿書類等を検査し、又は必要な指示を行うことができる。

（書類の整備等）

第 19 助成事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該助成事業終了の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。

（その他）

第 20 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された助成金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。